

英国・EUでの肉骨粉禁止等の効果の評価

・英国の自然発症例をモデルにすると、1988年の肉骨粉使用禁止(MBM ban)の場合
規制後の3年平均BSE発症頭数は、規制前3年平均の**0.29に減少**
1996年の完全禁止(Real ban)の場合
規制後の3年平均BSE発症頭数は、完全禁止前3年平均の**0.02に減少**

・スイスの肉骨粉等飼料規制(1990年)の効果は5年間の潜伏期で評価すると、
規制後効果の3年平均BSE発症頭数は、規制前3年平均の**0.6に減少**
1996年の完全禁止(Real ban)の効果は5年間の潜伏期で評価すると
規制後の2年平均BSE発症頭数は、完全禁止前3年平均の**0.55に減少**

・フランスは1996年からSRM等の反すう動物飼料への使用禁止。2000年に完全禁止。
1996年の措置の効果評価は2001年から2003年のBSE陽性牛(と畜牛、異常牛
100万頭当たり)に補正)で実施。**3年で0.37に減少** Avis du Comité d'Experts
Specialise sur les ESST sur le suivi de l'épizootie d'ESB en France(2004)

・アイルランドの1990年の飼料規制は効果が見られない。
1997年のSRMの飼料への禁止効果は5年後の2002年、2003年で評価すると
2003年は2002年のBSE陽性頭数の**0.55に減少**

・ドイツは1996年から肉骨粉飼料利用規制。2000年に完全禁止。
1996年の措置の効果は5年後の2001年から2004年のBSE陽性牛の推移で見ると
3年間で**0.44に減少したが、そこで減少傾向は停滞している。**

わが国のリスク回避措置の検証 (2001年10月以後)

	2002	2003	2004	2005年以降
BSEと畜場検査: 2001年10月18日より.....	100	100	100	88%
死亡牛、異常牛(24ヶ月以上)BSE検査.....	1	~30	~70	100%
スタンニング中止.....			0	0
ピッシング中止(と畜場).....			45/161(28%)	
(対象頭数)			(19.6%) さらに上げる	
脊髄吸引(と畜場).....			70%?	
(対象頭数)			90%	
特定危険部位焼却.....	0		100%	管理調査
(脊柱)			?	(年2回)
レンダリング・ライン分離工場.....			64/118(54%)	
			牛のみ27・鶏豚のみ37	
飼料工場・牛専用工場.....		117/136(86%)	123/139(88%)	
油脂飼料(違反/件数).....			3/121検体(118工場)	
輸入業者規制.....			配混合飼料原料届出	
販売業者規制.....			小売届出	
農家飼料検査(違反/件数).....		3/1962		
トレーサビリティ.....	20	50	100	100%